公　告

諸　事　項

工 場 財 団

沖縄県那覇市泉崎一丁目10番３号**株式会社琉球新報社**の工場財団に沖縄県那覇市字天久905番地琉球新報社制作センター機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年８月18日　　那覇地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年８月18日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

１　処分をした年月日　令和７年７月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東洋電機工業株式会社　皆川　英生　新潟県魚沼市原虫野385　国土交通大臣許可（般―５）第17861号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年７月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

鉄道財団（催告）

大阪府豊中市寺内二丁目４番１号北大阪急行電鉄株式会社から所属鉄道千里中央・南北線鉄分界点間につき既設鉄道財団（鉄道抵当原簿第607号）に編入するため、鉄道抵当法の規定に基づき鉄道財団拡張の認可申請がありました。

よって、この鉄道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は鉄道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する者は、令和７年９月18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、鉄道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

令和７年８月18日　　国土交通省

軌道財団（催告）

大阪府豊中市寺内二丁目４番１号北大阪急行電鉄株式会社から南北線鉄軌分界点・箕面萱野間につき鉄道抵当法の規定に基づき軌道財団設定の認可申請がありました。

よって、この軌道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は軌道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する者は、令和７年９月18日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、軌道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

令和７年８月18日　　国土交通省

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告